

グローバルな感覚を育む機会の創出に向けたアドバイザリーボード設置要綱

(制定) 令和8年2月2日付7子企企第910号

(設置目的)

第1条 幼児期から学齢期における子供のグローバルな感覚を育む機会の創出に向けた今後の取組の方向性等の検討の参考として専門的な意見を聴取するため、「グローバルな感覚を育む機会の創出に向けたアドバイザリーボード（以下「会議」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議では、次に掲げる事項について専門的な意見を聴取する。

- (1) 幼児期から学齢期における子供のグローバルな感覚を育む機会の創出に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 会議の委員（以下「委員」という。）は、外部の有識者から子供政策連携室長が委嘱する。

- 2 会議は、8名程度の委員をもって構成する。
- 3 会議には座長及び副座長を置く。
- 4 座長は委員の互選により選出し、会務を総理する。
- 5 副座長は座長が指名し、座長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任することができる。

(招集等)

第5条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 委員及び前項により座長の求めに応じた者が会議への出席等、会議に係る用務を行った場合、都の基準により定める謝礼金を支払うことができる。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則公開とする。ただし、座長が認めるときは、非公開とすることができる。

- 2 会議資料及び議事録は、原則公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不相当と認めるときは、全部又は一部を非公開とすることができる。

(オンラインによる会議)

第7条 効率的な会議運営など、座長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

2 前項の会議におけるオンラインによる委員の出席は、第5条第2項及び第3項の出席に含めるものとする。映像の送受信ができない場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

(守秘義務)

第8条 委員又は第5条第2項の規定により会議に出席した委員以外の者は、会議により知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 会議の庶務は、子供政策連携室企画調整部企画調整課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月2日から施行する。